

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

18

薬傷 単に、転んだだけでは済まなかった

製造工場等での設備工事を主に行うT社（労働者数約9人）で働くAさん（55歳）は、一般作業員として採用され約2カ月になる。

◎労働災害発生状況

各種部品へのメッキを行うE社工場で設備関連工事を行っているAさんは、責任者Bさんとともに4人で工場に到着すると、早速今日の作業内容等について打合わせを行い、そして、終了すると9時頃から作業に取りかかった。工事は、メッキ工場での生産能力増強に対応するためのもので、電源ケーブル等を納めて配線するための配管・ラックを設置するものである。工事を行う建屋内にはメッキ等関連の薬液タ

ンクや液送給用ポンプ、配管が設けられているため、それらに気をつけながらAさんらは作業をしていた。そして、作業を始めて少しばかりたった頃、Aさんは作業内容を確認するため、少し離れて作業中のCさんに声を掛けようと移動していた時、注意していたとはいえず、タンクから引いてある塩ビ管（直径約3cm、床上約20cmにあり、薄黒く汚れている）をまたいで歩く際にこの管に片足を引っ掛けて転倒した。この直後、引っ掛けた衝撃で折れた塩ビ管から硝酸（濃度約60%の液体。特定化学物質の第3類物質）が水道水のように噴き出し、倒れたAさんの両下肢にかかってしまった。急ぎ

処置して手当を受けたAさんであったが、薬傷により休業10日程になったのである。

◎発生原因と対策

①塩ビ管に破損防止のための防護装置を講じていなかったこと。また、そのための設備情報の入手等を行っていないかったこと。



設備工事等を行う作業場には、当該作業に直接には関係しないものが共存していることがある。例えば、本例の如き危険有害物があるし、さらには電気設備や動力機械等もある。従って、これらの作業場で安全に作業するには、事前に危険性や有害性の有無等の情報

を入手・把握して、それらからの危険回避の措置を講じて後に作業すべきといえるが、本例では未実施であった。T社が自ら調査・確認するほか、E社工場からの必要な設備情報の入手、あるいはE社からの情報提供が、再発防止の上で欠かせないといえる。

②作業場所における

危険の防止、安全確保のための事前事後の取組みにおいて、前記①に記した事項の管理が事業者として不十分であったこと。

出張等を含めて、相手先事業場内で作業する際には、当該場所等に潜む危険性や有害性について確認し、その結果から必要事項を措置し、また、関係労働者にも周知しておくことが大切であるが、本件ではこれらが不十分であったといえる。

※労働安全衛生法第21条
事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、おそれのある場所等に係る危険を防止するた

め必要な措置を講じること。

※同法第28条の2

事業者は、建設物、設備等による、又は作業行動その他業務に起因する危険有害性等を調査し、その結果に基づいて、危険又は、健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めること。

※労働安全衛生規則第24条の11

右記の調査は、建設物の設置や変更等するとき、設備等を新規に採用や変更するとき、その他の時期に行うものとする。

【硝酸】大部分の金属を腐食する。皮膚、粘膜、目の激しい薬傷を起こす。吸入により呼吸器を刺激し、肺水腫を起こす。許容濃度2ppm】

折って噴き出した硝酸。これによる災害は、降ってわいたような...、といえるのか否か。事前に措置しよう、職場に潜む危険の芽！
(Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長)